

認知症対応型共同生活介護

グループホーム白楽荘みくにの里

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 白 女 林
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	森 一 也
所在地	福井県坂井市三国町梶 4 9 - 1 8
法人の理念	社会福祉法人白女林では ご利用者の方々に 安らぎと潤いのある生活を送れるように またご家族に安心していただけるように いきいきとした生活を支え 心をあわせて 愛情をそそいだ心身のケアにつとめます
他の介護保険関連の事業	介護老人福祉施設・訪問介護事業・通所介護事業・短期入所生活介護事業・認知症対応型通所介護事業
他の介護保険以外の事業	クリニック・介護タクシー・施設内託児所

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム白楽荘 みくにの里
ホームの目的	認知症によって自立生活が困難になった利用者を支援する
ホームの運営方針	関連法令に沿って、適切な介護技術でサービスを提供する
ホームの責任者	石 丸 悌 伴
開設年月日	平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日
保険事業者指定番号	1 8 7 1 7 0 0 1 3 2
所在地、電話・FAX 番号	(電話) 0 7 7 6 - 8 2 - 2 2 4 3 (FAX) 0 7 7 6 - 8 2 - 2 2 0 8
交通の便	京福バス白楽荘口停留所下車
敷地概要 (権利関係)	坂井市借地
建物概要 (権利関係)	構造: 鉄骨造り 2 階建て 延床面積: 7 0 3 . 8 8 m ²
居室の概要・利用定員	個室 1 F 9 室、2 F 9 室 計 1 8 室 ・ 利用定員 1 8 名
共用施設の概要	食堂 2、台所 2、居間 2、風呂 2、トイレ 8 ヶ所
緊急通報設備	個室、共用室、風呂、トイレに緊急通報設備設置

防犯防災設備 避難設備等の概要	自動火災通報装置、外部避難階段設置
損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 しせつの損害保険

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員 数	保有資格	研修会受講等内容
管理者（ホーム長）	1 名（兼務）	介護福祉士	認知症介護管理者研修修了
介護計画作成担当者	1 名（兼務）	介護支援専門員	認知症介護実践者研修修了
介護従事者等	常勤換算 6 名以上	介護福祉士、看護師、 ヘルパー 2 級ほか	認知症介護リーダー研修修了 認知症介護実践者研修修了

4. 勤務体制

昼間の体制	常時 2 名 以上	夜間の体制	2 名（夜間：20：00：～7：00）
-------	-----------	-------	---------------------

5. ホーム利用にあたっての留意事項

- ①面 会：面会時間は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとなっていますが、地域・施設内での感染症発生等の状況によっては、面会制限や面会中止をお願いする場合があります。なお看取り介護中のご利用者の面会につきましては別途配慮させていただきます。
- ②外 出：外出は常時可能ですが、面会時間内の帰宅をお願いします。また受付に備え付けの「外出・外泊用紙」に所定事項を記入し、必ず介護従事者に申し出てから行ってください。
- ③外 泊：外泊については利用者の体調等も考慮し、できるだけ 2 日前までに「外出・外泊用紙」に記入し、申し出てください。
- ④私 物：使い慣れた馴染みの物品をお持ち込みくださって結構です。ただし、あまり大型の家具等は他の入居者との兼ね合いもありますので、事前にご相談ください。
- ⑤ペット：ペットの持ち込みは固くお断わりしています。
- ⑥身体拘束：当事業所では原則、身体的拘束を行っていません。ただし、利用者または他の利用者の生命および身体の維持に危険が及ぶような緊急やむを得ない場合は、それが切迫性、非代替性、一時性のものであるかどうかを十分検討し、事前に家族に対して説明を行い、同意を得た上で行い、その状況及び時間、その際の心身の状態ならびに廃止に向けた取り組みについて記録を行います。

6. サービスおよび利用料等

●保険給付サービス

食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等の基本サービスについては、通常そのほとんどが介護保険から給付され、「介護保険負担割合証」に示された割合（1 割～3 割）を乗じた金額のみがご利用者の負担となります。

※別紙 1【基本項目】【加算項目】参照

●保険給付外サービス・・・

その他のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。

別紙 1【実費】参照

なお、利用料金に改定が生じた場合は、事前に理由を付して連絡します。

●短期利用共同生活介護について・・・

短期利用共同生活介護とは定員の範囲内で空室を利用するもので、1ユニット1名を上限とし、30日以内の利用期間で受入を行います。入院等の事由により空室となった居室を一時的に使用する場合は、その居室の利用者および家族のご了承を得ます。（その場合、本来の居室入居者の部屋代は無料となります）。なお状態に応じて共用スペースである座敷を使用する場合もあります。

7. 協力医療機関

みくにの森クリニック、あわら病院、市立三国病院、宮崎病院、阿部歯科医院

8. 苦情相談機関

当事業所では、入居者又はその家族からの苦情に迅速に対応するため、専用の窓口を設ける他、苦情相談の体制を整備しています。また、当事業所以外にも、行政機関その他苦情受付機関へ苦情相談の申し出を行うことができます。（別紙「白女林 苦情・相談解決の仕組み」のとおり）

○受付時間 通常8：30～17：30

9. 事故発生時報告体制

介護状態の異変や転倒等により事故が発生した場合は、速やかに家族に連絡すると共に、医療機関との対応を致します。また状況に応じて、関係市町村へ報告します。

10. 虐待防止の対応

当事業者では、ご契約者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、必要な体制の整備に務めています。また、従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

虐待防止責任者 白楽荘施設長 笹原 和代

11. 地域との連携について

当事業所では、地域の方や自発的な活動団体等と連携・協力を行い、地域との交流を図っています。また、利用者家族、所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聞く機会を設け、その内容を公表しています。

12. サービスの評価の公表

サービスの質の向上のため、第三者による外部評価を2年に1回実施し、結果を公表しています。